

保護者のみなさまへ

出雲市子ども政策課長

令和6年度 児童クラブ保護者負担金の減免について（お知らせ）

児童クラブの利用にあたって、保護者のみなさまの負担を軽減するため、下表の減免要件に該当する場合は、申請により保護者負担金を減免いたします。

つきましては、下表及び裏面をご確認いただき、減免の要件イ又はロに該当する人は減免申請書等を提出してください。（下表の減免の要件ハのみに該当する場合、申請は不要です。）

なお、減免申請書は、入会児童全員に配布しています。

1. 減免の要件及び減免の額

減免の要件	減免対象児童	減免金額(月例) (減免後負担額)	減免金額(延長) ※3 (減免後負担額)	必要な提出書類
イ. 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入会児童全員	全額 (0 円)	50 円／10 分 (50 円／10 分)	・ 減免申請書
ロ. 令和6年度に納付すべき市町村民税所得割額が0円の世帯 ※1、※2	①1 人入会世帯の児童、 2 人以上入会している世帯で最年長の児童	1,500 円 (5,500 円)		・ 減免申請書 ・ 住民税課税証明書 ※令和6年1月1日に本市に住民登録のない人のみ
	②2 人以上入会している世帯で次に年長となる児童	2,000 円 (5,000 円)		
	③3 人以上入会している世帯で①及び②以外の児童	3,000 円 (4,000 円)		
ハ. 上記以外の世帯	2 人以上入会している世帯の2 人目以降の児童	1,000 円 (6,000 円)	減免なし (100 円／10 分)	不要 ※入会許可時にすでに減免した負担金額をお知らせしています。

※1 要件に該当するかどうかは、原則として保護者の市町村民税所得割で判定します。ただし、保護者以外に家計を主宰する人がおられる場合は、その人の所得割額も加算して判定します。

※2 市町村民税所得割額は、会社にお勤めの方は「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」(5～6 月頃に配布される横長の様式)で、自営業の方は「市民税・県民税納税通知書」でご確認ください。要件に該当するか不明の場合には、減免申請の手続きをしておかれることをお勧めします。

※3 延長負担金につきましては、開設時間延長を実施しているクラブの児童のみ該当となります。

裏面もご確認ください

2. 提出書類について

①減免申請書

裏面の記入例を参考に表面を記入してください。

なお、2人以上入会の場合は児童ごとに提出してください。

②住民税課税証明書(※該当の人のみ)

令和6年1月1日時点で本市に住民登録がない人の場合、本市税務担当課で課税状況の確認ができません。お手数ですが、1月1日現在住民登録のあった自治体の税務担当課で

「令和6年度住民税課税証明書」の交付を受け、減免申請書とあわせて提出してください。

※この証明書の発行は自治体により異なりますが、おおむね6月半ば以降の発行となります。

3. 提出期限及び提出先

令和6年(2024)6月20日(木)

※この期限までにご提出いただいた場合は、入会月にさかのぼり7月に減免決定を行います。

※この期限以降も随時減免の申請は受け付けます。その場合、申請いただいた翌月分からの減免となる可能性がありますので、ご注意ください。

※減免申請書等は、市役所本庁(子ども政策課)へ原則郵送でご提出ください。
持参される場合は、市役所本庁(子ども政策課)で受け付けます。

〒693-8530

出雲市今市町70

出雲市役所 子ども政策課
(児童クラブ減免申請書)



← 切り取って宛名として使用できます。
(封筒・切手はご自身でご用意ください。)

4. 減免決定後の保護者負担金調整

減免が決定するまでの期間は、減免前の負担金額を全額納付していただき、減免が決定した場合は、後日負担金額の調整を行います。

※延長負担金につきましては、減免決定後、これまでお支払いいただいた差額分を還付いたします。

5. 減免決定後の世帯(保護者)変更【重要】

減免決定後、減免対象となった児童の父又は母の婚姻等によって、新たに児童の保護者となった人が同一世帯にいる場合は、市(子ども政策課)までご連絡ください。
ご連絡のないまま減免を受けられると、減免金額を返還していただく場合があります。

6. 提出・問合せ先

〒693-8530 出雲市今市町70番地

出雲市 子ども未来部 子ども政策課 児童クラブ係

TEL : 0853-21-6131 / FAX : 0853-21-6413 / E-mail: kodomo@city.izumo.shimane.jp